

令和5年第4回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第10号～報告第11号（降壇）
- 2 議案第62号（降壇）
- 3 議案第63号～議案第74号（降壇）

令和5年12月1日提出

伊佐市長

令和5年第4回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第10号及び報告第11号について説明申し上げます。

これら2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第10号につきましては、市道花北下手線薬師交差点において、市会計年度任用職員の運転する給食配送車が信号待ちにより停車した際、停止線を越えていたため、停止線付近まで後退したところ、後方に停車していた相手方車両の前方部に接触し、双方の車両が破損したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしまして、事故の過失割合は、市を100パーセントとし、損害賠償として相手方に388,000円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第11号につきましては、伊佐市菱刈田中1760番地5付近の市道菱刈重留線において、市会計年度任用職員が除草作業を行っていたところ、使用していた刈払機によってはじかれた石が、駐車していた相手方車両のフロントガラスを損壊したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしまして、事故の過失割合は、市を100パーセントとし、損害賠償として相手方に160,622円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

以上、報告2件についての説明を終わります。

— — — 降 壇 — — —

議案第62号「令和5年度伊佐市一般会計補正予算（第9号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、民生費につきまして、国の施策である「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」のうち、住民税非課税世帯等の低所得者世帯への支援に要する経費について新たに措置しております。

これらの財源につきましては、国庫支出金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,040万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196億4,748万3千円とするものであります。

以上、議案1件についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

— — — 降 壇 — — —

議案第63号「令和5年度伊佐市一般会計補正予算（第10号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、子ども・子育て関連経費や障害者介護給付費等関連経費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、台湾との友好交流訪問事業に伴い議長の旅費について追加の措置を講じ、総務費につきましては、組織機構の見直しに伴い、内線電話の増設等に要する経費について新たに措置しております。

民生費につきましては、児童通所支援や障害者介護給付に要する経費について追加の措置を講じ、衛生費につきましては、牛尾地区湧水処理の遠隔監視システム構築に要する経費について新たに措置しております。

農林水産業費につきましては、県が実施主体である県営農業農村整備事業の負担金に要する経費について追加の措置を講じ、商工費につきましては、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、返礼品等に要する経費について追加の措置を講じております。

土木費につきましては、市が発注する工事の成績評定及び入札参加資格審査システム導入に要する経費について新たに措置し、教育費につきましては、羽月西小学校プールのポンプ取替工事に要する経費や小・中学校未来の教室基金積立に要する経費について新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしましたでしたが、これらの財源につきましましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,248万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200億7,996万5千円とするものであります。

このほか、債務負担行為において、まごし温泉管理事業（深井戸ポンプ制御用インバータ購入）ほか6件について追加の措置を講じ、地方債では、公共事業等について限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第64号「令和5年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、職員給与費について所要の措置を講じたほか、介護保険指定機関等の管理システム改修に要する経費について所要の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ588万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,906万4千円とするものであります。

次に、議案第65号「伊佐市課設置条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましましては、令和6年4月1日からの組織機構の見直しに伴い、課の設置及び分掌事務の変更を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第66号「伊佐市税条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、納税者の納税環境の改善を図るため、軽自動車税の納期変更について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第67号「伊佐市ひとり親家庭等医療費助成条例及び伊佐市営住宅条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項を整理するなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額について、出産する被保険者に係る産前産後期間における減額基準を新たに追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号「伊佐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生じたことなどから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、小学校教科書の改訂に伴い、教師用の教科書、指導書及びデジタル教科書の購入に係る仮契約を伊佐・湧水地区の教科書取扱書店である合資会社西書店と10月18日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第71号「教育委員会委員の任命」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、教育委員会委員であります長野吉泰氏の任期が本年12月11日をもって満了となりますが、引き続き長野氏を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第72号から議案第74号までの「固定資産評価審査委員会委員の選任」につきましては、現在の3人の委員の任期が、本年12月11日をもって満了となることから、新たに選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第72号の桐原茂太氏及び議案第73号の上園信行氏は、現在も委員であり、引き続き委員として選任しようとするものであります。

次に、議案第74号の大塚左文氏につきましては、平成12年に大口市職員として奉職以来、総務課、議会事務局、林務課などで行政に携わってこられ、現在は「さぶみ司法書士事務所・行政書士事務所」を開業され、司法書士・行政書士として、ご活躍されております。

大塚氏につきましては、現在の委員のお一人に代わり、今回新たに委員として選任しようとするものであります。

いずれの方々も固定資産の評価に関し識見を持たれ、適任であると考え、固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案12件についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———